

令和5年2月10日

請求人 様

舞鶴市監査委員 川口 孝文

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和4年12月23日に提出された住民監査請求については、合議により次のとおり決定したので通知する。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、以下のとおり却下する。

1 請求の概要

令和3年7月14日、15日に副市長、観光まちづくり室長及び観光振興課長が横須賀市へ出張し、JR横須賀駅からホテルまでとホテルから横須賀市役所までの約1,920mをタクシーで移動した。

厚生労働省のホームページ「身体活動・運動」において、健康上の効果への期待から歩行の奨励をしている。また、本市では令和3年度の健康づくり推進事業で、ウォーキングの推進等に取り組みされた。よって3名のタクシー移動は、厚生労働省の奨励や本市の政策に反する行動である。

法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあり、予算執行は無駄がないようにしなければならない。このタクシー移動に係る1,500円は違法又は不当な公金支出である。

本件は住民監査請求の対象となる行為があった日から1年が経過しているが、請求人が対象となる行為の事実を知った時期を考慮し、職員措置請求書の受付を願う。

2 判断に至った理由

厚生労働省の奨励や本市の健康づくり推進事業は、個人の状況に応じて歩行等を奨

励するもので、法令ではなく地方公務員の公務の遂行に関して規定されたものでもない。

大阪高等裁判所の判決において、法第2条第14項は地方公共団体の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該団体の議会による民主的コントロールの下、当該団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記規定の違法性が肯定されると解されている。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当であると判示されている。

副市長は法に定められた特別職で長を補佐する要職であり、訪問地での移動の安全性、計画性等が考慮され旅程が組まれている。

請求人から提出された資料では、公務の遂行に著しい合理性を欠く根拠があるとは言えず、長の判断が裁量権を逸脱又は濫用していると認められる事実を証する書類が添付されているとも認められない。

以上のことから、本件は法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。